

国土交通省告示第五百四十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十七年 五月 二十七日

国土交通大臣 北側 一雄

第1 起業者の名称 厚生労働大臣

第2 事業の種類 和歌山労働総合庁舎新営工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 和歌山県和歌山市黒田字池ノ首地内
- 2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、和歌山県和歌山市黒田字池ノ首地内における1,855㎡の土地を起業地とし、和歌山労働局及び和歌山労働基準監督署を配置する合同庁舎を新営する「和歌山労働総合庁舎新営工事」（以下「本件事業」という。）である。

和歌山労働局は、厚生労働省設置法（平成11年法律第97号。以下「設置法」という。）第17条及び第21条並びに厚生労働省組織令（平成12年政令第252号。以下「組織令」という。）第156条に基づき、和歌山県全域を管轄するものとして設置された、厚生労働省の所掌事務の一部を分掌する地方支分部局である。

また、和歌山労働基準監督署は、設置法第22条並びに厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号。以下「組織規則」という。）第789条及び第790条に基づき、和歌山県内の3市1郡（和歌山市、海南市、有田市及び海草郡）を管轄するものとして設置された、和歌山労働局の所掌事務の一部を分掌する機関である。

本件事業は、国（厚生労働大臣）がその事務の用に供する施設である和歌山労働局及び和歌山労働基準監督署を配置する合同庁舎を新営する事業であることから、法第3条第31号に掲げる国が設置する庁舎に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、設置法第17条及び組織令第156条に基づき設置された和歌山労働局並びに設置法第22条及び組織規則第789条に基づき設置された和歌山労働基準監督署を配置する合同庁舎を新営する事業であることから、起業者である厚生労働大臣

は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

和歌山労働局は、設置法第21条第1項の規定に基づき、厚生労働省の所掌事務のうち、主として労働者の保護、職業の安定及び労働に関する女性問題に関する業務を行う機関であり、現在、旧和歌山労働基準局（平成12年4月に和歌山労働局に改組）の庁舎（以下「第一庁舎」という。）と民間賃貸ビル（以下「第二庁舎」という。）の二つの庁舎に組織が分割配置されている。また、和歌山労働基準監督署は、組織規則第790条第1項の規定に基づき、和歌山労働局の所掌事務のうち、主として労働者の保護に関する業務を行う機関であり、現在、第一庁舎内に配置されている。

しかしながら、第一庁舎は来庁者の対応や行政サービスの提供に必要な場所が著しく不足しており、和歌山労働局及び和歌山労働基準監督署の円滑な業務遂行に支障をきたしている。また、来庁者用の駐車場が不足していることから、庁舎周辺における路上駐車が絶えず、周辺住民の生活の妨げとなっている。

さらに、第一庁舎と第二庁舎は500メートル程度離れていることから、書類の移送等に無用の労力と時間が費やされ、和歌山労働局の円滑な業務遂行の妨げとなっており、利用者にとっても、目的に応じて来庁すべき庁舎が異なることから、混乱を招く状況にある。

なお、官公庁施設の建設等に関する法律（昭和26年法律第181号）第9条の規定に基づき厚生労働大臣が策定した平成16年度営繕計画書のうち、本件事業に係る施設については、第一庁舎及び第二庁舎の合計床面積が、和歌山労働局及び和歌山労働基準監督署の現在の人員を基準として算出される必要床面積約3,820㎡と比較しても5割未満の1,837㎡の床面積しか有していないこと、第一庁舎は経年による老朽化が進行していること等の状況を踏まえ、緊急度判定基準に基づく当該施設の整備の緊急度が「A（緊急を要する）」であるとの国土交通大臣の意見を平成15年8月に受けているところである。

本件事業の完成により、十分な執務場所が一体となって確保できる庁舎が建設されることから、公衆の利便性が向上するとともに、和歌山労働局及び和歌山労働基準監督署の業務の円滑な遂行が図られることが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

起業者の調査によると、本件事業地内には、起業者が保護のため特別の措置を

講すべき動植物、文化財等は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業により建設される和歌山労働総合庁舎の面積は、都道府県労働局及び労働基準監督署に係る業務室面積算定基準等に基づき、各室の使用実態に応じた必要面積、間取り等を勘案して決定されており、本件事業の事業計画は、算定基準等に適合していると認められる。

また、第一庁舎は老朽化が進み、第二庁舎は民間ビルを賃貸していること等から、現庁舎の増築等による拡張は困難であり、行政サービスの向上、施設の恒久的な使用及び事業費節減の観点から、和歌山労働局及び和歌山労働基準監督署を移転し、両機関を配置する合同庁舎を新営することは合理的であると認められる。

本件事業に係る起業地について、和歌山労働局は組織令第156条に基づき、また、和歌山労働基準監督署は組織規則第789条に基づき、それぞれ和歌山市に設置することとされているところ、同市において、起業地の位置、公共交通機関等交通の利便性、事業費等を考慮して選定した3つの候補地について、社会的、経済的観点から総合的に検討した結果、交通の便がよく、事業費の安い本件起業地が最も優れたものとして選定されており、その選定は適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

現在の和歌山労働局及び和歌山労働基準監督署は、3(1)で述べたように、業務の円滑な遂行、利用者の利便等に支障をきたしていることから、できるだけ早期に本件事業の完成を図る必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめら

れていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所
和歌山県和歌山市役所